

# 月80時間超から適用

中田商事（中田純一社長、三重県伊賀市）は4月1日から、1カ月80時間を超える時間外労働に対し、割増賃金率50%を適用して

いる。中小企業への猶予期間が終了する前に先手を打

## 50%賃金増割外時間

ったもので、今後、70時間にする先進的な取り組みと間、60時間と適用範囲を引き下げ、今後改正される労働基準法への完全な対応を目指す。

### 中田商事

2010年4月の労基法改正で、1カ月60時間超の時間外労働の割増賃金率が25%から50%に引き上げられたことを受け、同年10月、賃金体系を従来の歩合制から時間制に変更。コンプライアンス（法令順守）に対応し、原価計算も容易

## 先手に終了予猶

に50%を適用した。

中田社長は「シミュレーションの結果、割増率50%でも経営に影響無いことが分かった。1年後に70時間超、2年後は法定の60時間超に範囲を順次引き下げ、

はそれほど多くない。また、有給休暇の消化率も高い。今後も、トータルで労働時間管理に努めていくが、ある程度稼ぎたい従業員は、割り増しで稼げばいいのでは」と言い切る。

猶予終了に間に合わせた。7年前に導入した時間制賃金の延長線上にあり、差し迫ってから慌てて対応するのではなく、先手を打とうと考えた」と説明。

一方、割増率アップを含めた待遇改善には、適正運賃収受が不可欠だが、「割り増しは法律が定めているもの。残業が多い顧客企業に対しては、むしろ有効な交渉材料になると考えている。時間制賃金をベースに減の動きは加速しつつあるが、「仕事内容にもよるが、80時間を超えるケース

独自の原価計算データも生かしたい」と話している。

（星野誠）